

# 辻の祭祀考

久世 康博

## (一)

近年祭祀に関わる遺物・遺構を中心とした、発掘データが数多く報告されてきている。それらは従来では単なる「祭祀」あるいは「不明」遺構として処理されてきた傾向が強かった。しかしこうした資料を分析していくと、多くの祭祀遺構はそれ自身が単独に成立するのではないと考えられるようになった。たとえば建物や溝といった他の遺構と密接な関わりを持っていたり、宅地や敷地など土地全体の中で中央に位置していたり境界線上にある、といった具体的な祭祀形態が知られるのではないかとの認識が得られるようになった。そしてこれらの資料を体系的にまとめることによって、単なる精神文化、宗教分野だけの事柄ではなく、時の政治状況、体制を反映する一要素でもあることが明らかとなってきた。

祭祀に関する遺構の一つとして「埋納遺構」がある。この遺構は、建物や溝など他の遺構あるいは土地（敷地）全体の中で周辺部とか中央部に位置するといったように、単独で成立することは少ないと言える。そしてまた密接な関係を持つ遺構には、道路遺構も含まれるのではないかと思われる、調査報告が僅かであるが為されるようになってきている。道路の持つ役割には、人・物資・文化などの交流という側面があり、人々の社会生活にとって重要なことは言うまでもない。特に古代国家においては中央政府の政策や命令の伝達、税の運搬にとって不可欠の施設であったと言える。一方で、道路は共同体や個人にとって眼に見える敵、病気や災異などの眼に見えない敵の侵入経路でもあった。

このような道路の持つ要素（機能）が半減（分散）したり倍加（集中）するのが、道路の交差する所であると考えられた。その典型的な場所が、道路と道路が交差するいわゆる「辻」であると言えよう。そのため小論で紹介するような、交差点及びその近辺で検出された路面を掘り込む遺構は、祭祀に関連するのではないかとの予測を立ててみた。

そこで、小論では律令体制の中核を為す都市であった平城京・長岡京・平安京の各都城で検出された遺構と、律令制を具体的に推進するための最前線基地である多賀城周辺の山王遺跡で検出された遺構を例として比較検討し、道路での検出遺構に対して若干の予測を交えた考察を試みたい。

## (二)

どの程度までを交差点とするかについては、あいまいな表現であるが、通路あるいは側溝などが交わる地点を中心として、その周辺をも含むところとしておく。

辻の祭祀考

1 藤原京<sup>(1)</sup> (図1)

右京一条六坊 下ツ道と横大路が交差する地点から西へ約300m離れた地点の横大路と考えられる路面で検出されている。横大路は約35mの路幅と見込まれ、路面の南端部での検出が報告されている。検出された遺構は、長径70cm、短径42cm、深さ70cmを測る楕円形の土坑である。土坑内から、15~20cmの径を計る軒丸瓦・円形曲物・土師器鍋がほぼ重なった状態で埋納されていた。そしてこれらの遺物の上には石を据えたような状況で検出された。出土した遺物から埋納された時期は7世紀末葉かと思われる。

下ツ道から西へ約300mというのは藤原京条坊の一坪の一辺が約132.7m前後であるという研究成果によれば、下ツ道から二つ目の道路が交差する地点より約35m西に位置していることになる。

2 平城京<sup>(2)</sup> (図2)

左京七条一坊十六坪 十六坪を巡るようにして、六条大路・東一坊大路・東一坊坊間東小路と七条条間北小路の交差点から計4基検出している。

六条大路では東一坊大路から約40m西よりの道路部北端で1基検出する(SX215)。土師器甕2個体を合口にして埋納しており、甕の内部には何も遺存していなかった。遺構の長軸は北側溝に直交している。遺構の規模は長軸95cm、短軸50cm、深さ20cmである。

東一坊大路では七条条間北小路との交差部より若干北よりの通路部西端で2基検出する(S

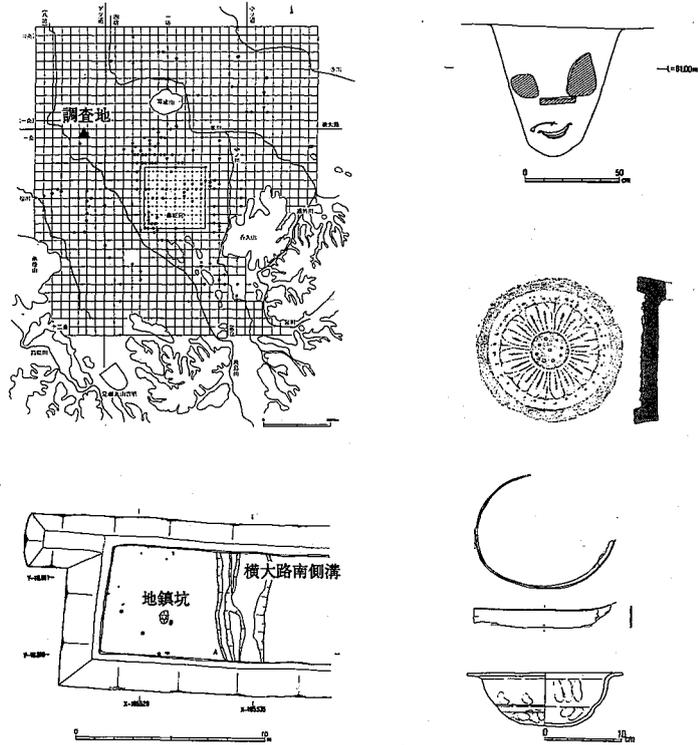


図1 藤原京右京一条六坊 (註1より)

東一坊坊間東小路と七条条間北小路の交差点から計4基検出している。

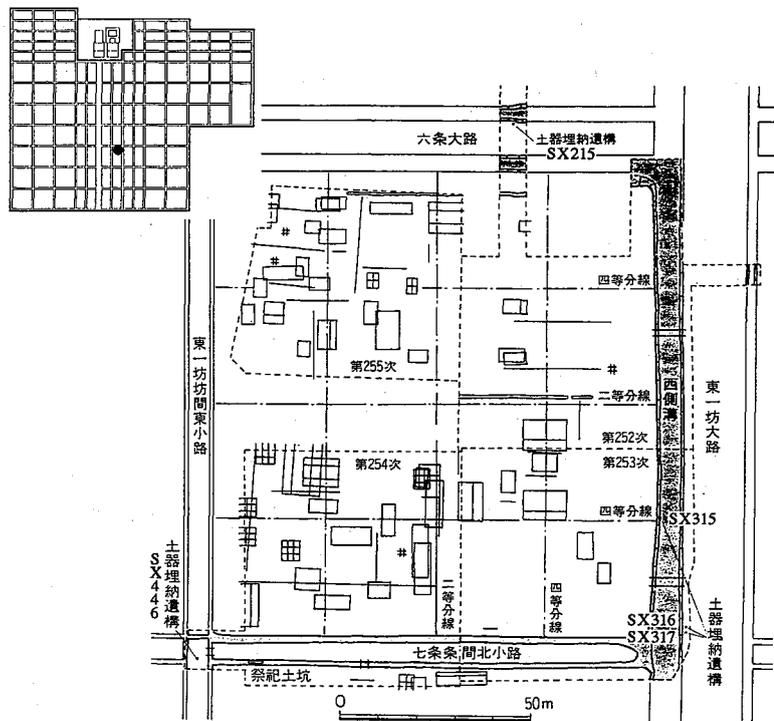


図2 平城京左京七条一坊十六坪 (註2-②を改変)

X316・317)。土師器甕2個体を合口にして埋納したもの(SX316)と、口縁部と穿孔した底部を重ねたもの(SX317)とがある。遺構の長軸は西側溝と平行している。検出した遺構の規模はSX316が長軸130cm、短軸60cm、深さ20cm、SX317は長軸100cm、短軸60cm、深さ20cmである。

条坊の交差点からは、交差点の南端中央の路面上にある(SX446)。遺構内には甕が1点、南北方向に埋納されていた。遺構の規模は長軸47cm、短軸30cm、深さ11cmである。

東一坊大路西側溝内の西肩部では、七条条間北小路との交差点より約30m北で1基検出している(SX315)。この遺構は坪の1/4に位置しており、宅地割りと関係していると思われることと、宅地寄りにあるところから小論の主題とは異なっていると考えている。

何れもこれらの遺構の規模は長径50~60cm程度を測る。また、甕内の土壌を脂肪酸分析中であるため、調査担当者は断定していないが、埋納形態から見て合口にして埋納した例は土器棺墓であった可能性が高いと言える。出土した土器から埋納された時期は奈良後半~平安前期と考えられる。

### 3 長岡京<sup>(3)</sup> (図3)

左京六条三坊・七条三坊 調査地は伏見区淀水垂町に所在する。長岡京関連の遺構は、東二坊路および東西両側溝、六条路とその南北両側溝があり、東二坊路の溝と溝の心々距離約25m、六条路は同じく心々距離約10mを測る。この条坊溝を横切るようにして河川を検出している。河川は交差点のほぼ中央を北西から南東方向に向かって流れている。この流路の埋土から400点以上の墨書人面土器を初めとして、土馬、ミニチュア竈、人形、木製形代などの祭祀遺物が多量に出土している。

調査区内では左京六条三坊四町、七条二坊十五・十六町、三

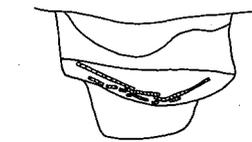
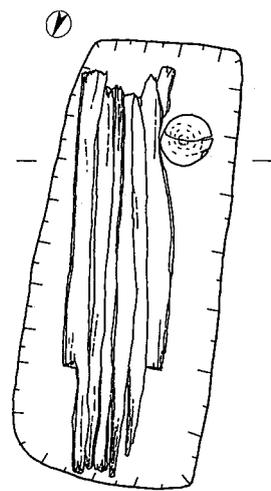
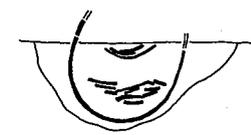
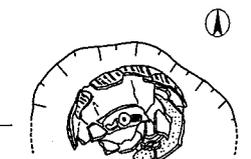
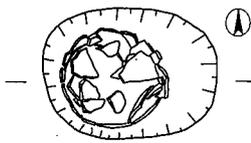
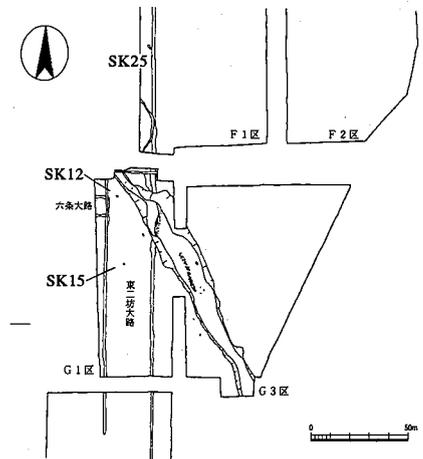
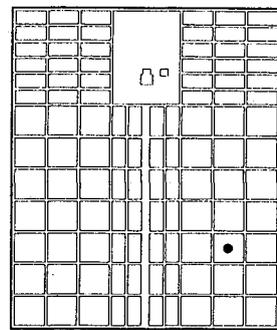


図3 長岡京左京七条三坊 (註3より)

## 辻の祭祀考

坊一・二町の宅地にも推定されているが、何れからも建物などの生活を示す痕跡は認められなかった。

これらの遺構が交差するところを中心として、小型の木棺墓4基、埋納遺構2基、土器棺墓1基を検出している。何れも長岡京期のものである。このうち土器棺墓1基は河川の底部に、木棺墓3基は河川の川岸に位置している<sup>(4)</sup>。これらの墓の主軸は河川の流れる方向に平行しており、小論で扱おうとするテーマとは様相が異なっているように思っている。そして埋納遺構2基、木棺墓1基は東二坊路の路面内に埋置されていたことが判明している。そのため、小論では次の3基の遺構について論考を試みようと考えている。

埋納遺構 (S K12) …検出された位置は、六条路北側溝を延長した東二坊路の路面内にある<sup>(5)</sup>。その規模は径50cm、深さ30cmを測る円形の土坑である。土坑内には土師器甕を埋納し、壺の中には曲物、銭貨(和同開珎、萬年通寶)、横櫛を納入していた。

埋納遺構 (S K15) …検出された位置は、六条路南側溝とのコーナーから約26m南で、東二坊路のほぼ中央に位置している。その規模は径45~50cm、深さ33cmを測る長円形の土坑である。土坑内には削平を受けていたのか、土師器甕の底部が正位に埋納されていた。土器の内部には何も残存していなかった。

木棺墓 (S K25) …規模は1.2×0.5mの長方形を呈する。墓壙内から土師器坏が1点出土している。検出された位置は、東二坊路の東側溝近くの路面で、六条路とのコーナーより約80m北側(検出されていないが、北側の小路相当部から南へ約40m)に位置している。

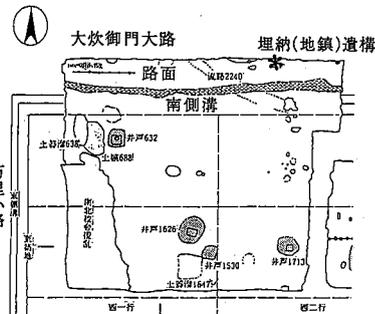
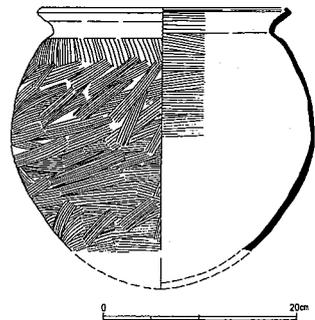
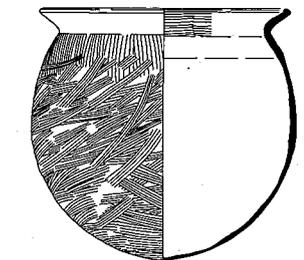
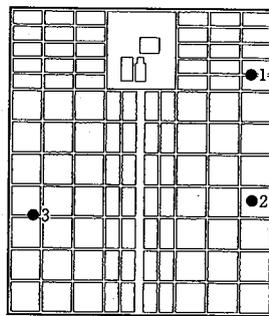
### 4 平安京(図4)

左京二条四坊十一町<sup>(6)</sup> 大炊御門大路の路面南端近くで、万里小路とのコーナーから西へ約40m

に位置している。一辺20cm、深さ10cmを測る隅丸方形の小土坑である。

坑内には10世紀頃の黒色土器甕を立てて据えており、それに土師器皿で蓋をしていた。壺の内部には何も残存していなかったが、壺の横に猿面硯が置いてあった<sup>(7)</sup>。

左京六条四坊十一町<sup>(8)</sup> 六条坊門小路の路面南端近く、富小路との角から西へ約20mの地点で、検出している。検出した遺構の規模は、径約60cm、深さ約15cmを測り、長円形を呈している。中央に高坏を立てて据えているが、坏部は削平を受けて無くなっていった。そして脚部の周囲に径



1 左京二条四坊十一町(註4の一部を改変) 2(左京六条四坊十一町)のデータは未整理のため不掲載

3 左京七条四坊一町(註8より)

図4 平安京内での検出地点

約30cmで円を描くようにして炭が点在していた。この遺構からは他に楊枝様の木片（長さ10.1cm、最大径0.5cm）に多数の小穴を穿つものも出土しているが、用途は不明である。土師器、黒色土器、須恵器、緑釉陶器など比較的多量の土器が出土している。遺物は9世紀中～後半の様子を示している。

右京七条四坊一町<sup>(9)</sup> 建物の建築工事に伴う立会調査によって発見された。検出地点は、左女牛小路の北端で、木辻大路との交点より西へ約40mの地点である。検出した状況は断面観察により、現地表下約1mで幅80cm、深さ30cmの遺構を確認したが、全容は不明である。遺構は若干東西方向に穿たれていたようである。遺構内には土師器甕2個が口縁部を合わせた状態で横位に据えられていた。出土した土器の形態から9世紀前半と考えられる。路面との関係については立会調査という制約上明らかにはできなかったが、条坊復元図に基づけば、路面の北端が犬行に位置すると思われる。

他にも右京五条二坊五町・左京六条四坊十一町で道路面で墓や祭祀の痕跡と思われる遺構の検出がある。前者は西堀川小路の路面内で、南北1.75m、東西0.7mの長方形の掘り形を呈している。内部には遺存状態は悪いが、人骨が残っており成人のものである。出土した遺物から埋葬された

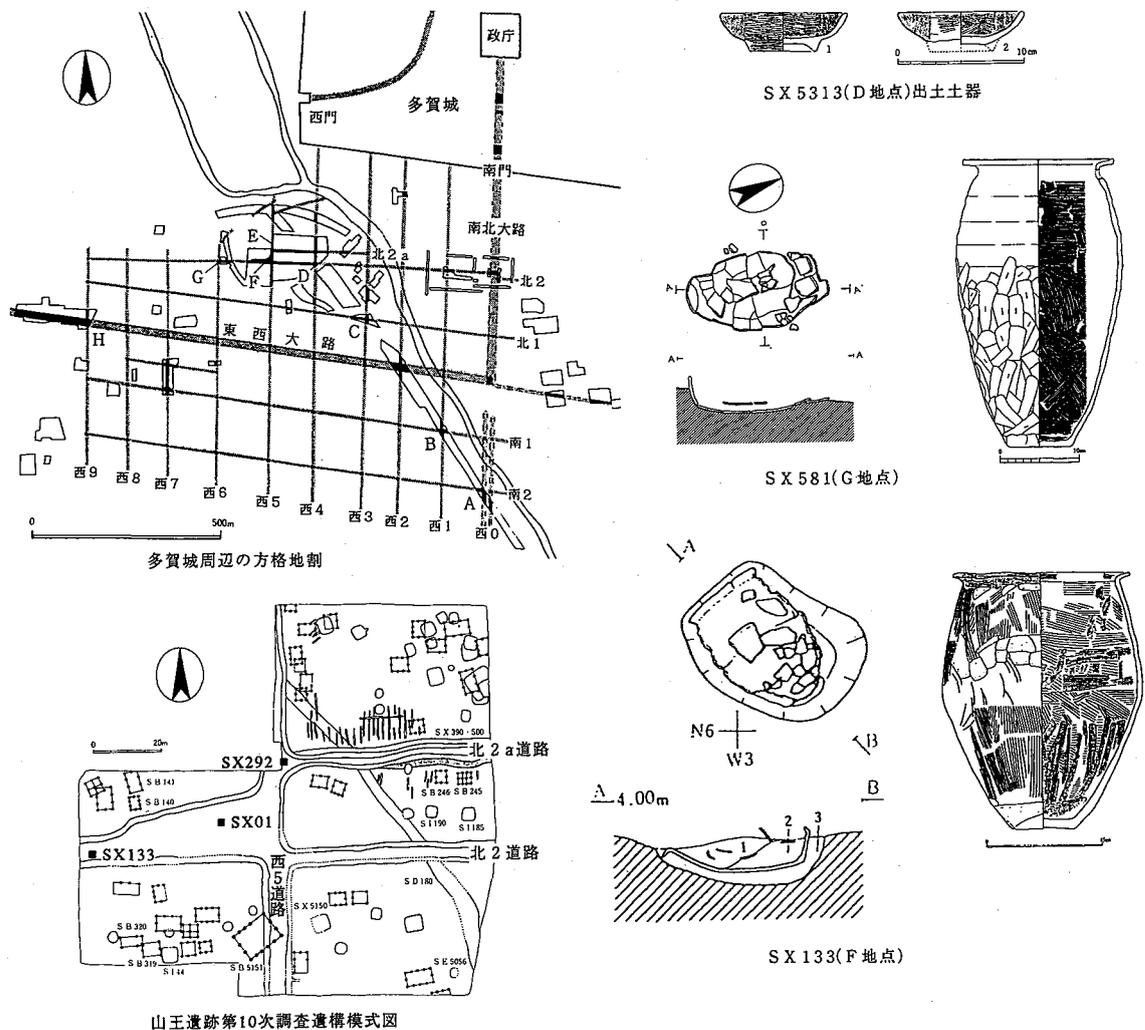


図5 多賀城周辺の埋納遺構資料（註10の一部を改変）

辻の祭祀考

のは11世紀後半と思われる。この現象は律令体制の弛緩というよりむしろ当地ではこの時期では、条坊・宅地としての体裁を為していなかったと見るべきで、小論での論考の対象から外れているものとして扱っておくこととする。後者は室町時代と江戸時代の遺構である。

5 山王遺跡 (図5)

これまでに見てきたように都城域での検出例は、散発的に報告されている。これに対して、奈良～平安時代の和歌山朝廷による東北経営の拠点として著名である多賀城域では、かなり集中して検出されているようである。

当地での発掘調査は多賀城のみならずその周辺にまで及んでいる。多年にわたる調査の結果、多賀城の南面に方格地割が展開しており、それは道路遺構によってであることが判明している。まず都城の条坊で朱雀大路に該当する道路が、政庁南門から真っ直ぐ南に幅23mの規模をもって検出されている。この道路を起点にして西へ9条分、そしてその間隔は約100～140mで一定していないが、N1°強Eの振れをもつとの報告がある。しかし東方では未検出である。次いで東西方向の基幹道路と推定される道路遺構は南門から約540mの地点で幅12mの規模で検出されている。しかしこの遺構は基軸に対して直交しておらず、E7～8°S程度の傾きを持っており、多賀城南辺築垣に平行する直線道路である。この道路に平行して北へ1条、南へ2条分、更に北では南北大路にほぼ直交するようにして検出されている。検出した遺構の時期は9～10世紀代を中心としているという。

道路面を穿っている遺構は、これらの道路遺構のうち8個所で計16基検出されている。このうち土師器甕・坏などを横位に据え置いたものは13基(単体8基、2個体の合口5基)で大多数を

地点	位置	遺構番号	土器の種類と数	出土状況	遺構の規模	時期	備考
1 A地点	南2・西0b	南2道路の南端付近	SX1893 土師器甕(1)	単体横位	70×50×15	10世紀前半	
2 A地点	南2・西0b	南2道路の南端	SX1964 土師器甕(2)	合口横位	70×40×(20)	10世紀前半	
3 B地点	南1・西1	西1道路の中央	SX1227 土師器甕(1)	単体横位	35×30×10	9c後半～	
4 B地点	南1・西1	西1道路の東端	SK1207 土師器甕(1)	単体横位	(50)×(40)×20	9c後半～	
5 C地点	北1・西3	北1道路の中央部	SX4041 土師器甕(1)	単体横位	40×40×15	9c末～10c前葉	
6 C地点	北1・西3	北2道路北端部	SX4042 土師器甕(2)	合口横位	40×20×10	9c末～10c前葉	西3道路の側溝下層?
7 C地点	北1・西3	北1道路の中央部	SX4051 土師器甕(1)・大形坏(1)	合口横位	50×30×15	9c末～10c前葉	
8 C地点	北1・西3	交差点の中	SX4064 土師器大形坏・小形坏(各1)	入子正位	掘形無し	9c末～10c前葉	土器の底部を穿孔
9 C地点	北1・西3	交差点の中	SX4065 須恵器大形坏(1)	単体正位	掘形無し	9c末～10c前葉	
10 D地点	北2・西4	交差点の中	SX1513 土師器高台付皿(2)	合口正位	16.5×14×7	10世紀前半	
11 E地点	北2a・西5	西5道路の東端	SX292 土師器甕(1)	単体横位	掘形不明	9c代～	
12 F地点	北2・西5	交差点の中	SX01 土師器甕(1)	単体横位	46×33×25	9c代～	
13 F地点	北2路面	北2道路の南端部	SX133 土師器甕(2)	合口横位	58×34×28	9c代～	
14 G地点	北2・西6	交差点の中	SX581 土師器甕(2)	合口横位	37×20	10世紀前半	
15 H地点	東西大路・西9	交差点付近	土師器甕(1)	単体横位	掘形不明	10世紀前半	側溝の延長部?
16 H地点	東西大路・西9	交差点の中	土師器甕(1)	単体横位	掘形不明	10世紀前半	
17	道路検出以外		SX211 土師器甕(2)	合口横位	70×40×10	平安時代前半	
18	道路検出以外		SX01 土師器甕(2)	合口横位	76×55×23	平安時代前半	宅鎮か?
19	道路検出以外		土師器甕(1)	単体横位	73×40	平安時代前半	

\*『第20回 古代城柵官衙遺跡検討会資料』と菅原氏の御教示により作成

\*遺構の規模は、長軸×短軸×深さcm

表1 山王遺跡埋納遺構表

占めている。ほかに土師器皿や坏を埋納したのも3基検出していることが報告されている。甕を埋置した遺構の規模は、掘り形がよく分からないものもあるが、長径が40cm前後～70cmの長円形で主軸の方向もまちまちである。報告されている遺構は全て道路の交差点かその近辺であり、路面で検出したものである。これらを各交差点ごとに挙げて見ると表1のようになる。なお埋納遺構の検出地点を仮にA～H地点としているが、論の展開の上で筆者が命名したもので、調査担当者ほかの関係諸氏に対して他意はない。

A地点(南2・西0)…東西道路(南2)の通路南肩部、南北を通じる西0道路との交差点から西へ約10mの地点で2基検出されている。うち1基の主軸は道路と同じ方向を示しているが、他の1基は異なっているようである。

B地点(南1・西1)…図面を見ると、東西道路(南1)と南北道路(西1)との交差点で、南1道路の南側溝に沿って2基検出されている様である。いずれも遺構の主軸は道路の方向とは一致していないようである。

C地点(北1・西3)…土師器甕を埋納する遺構は、交差点に近接して5基検出されている。うち2基は東西道路(北1)の南肩部に位置している。1基は南北道路(西3)の東端で検出されているが、本来北1道路の北端部であったと考えたほうが良いかも知れない。なお交差点内での遺構は明確な堀形を持っていないが、検出状況からすると埋納遺構と判断しても良いかと思われる遺構が2基ある。

D地点(北2・西4)…道路交差点の中央で検出している不整形な土坑である。坑内に、口径10cm程度の土師器高台付皿(2点)の口縁部を合わせ据え置く。

E地点(北2a・西5)…復元図によれば道路がT字形に交差しており、南北道路(西5)の東端で検出されている。検出地点は道路の交差点内であると言える。

F地点(北2路面)…北2道路と西5道路が交差する西北で、若干の膨らみが認められる道路上で2基検出されている。筆者は検証するデータなどを持ち合わせていないが、ここはE地点と共に広場のような役割を与えられていたのではないかと考える。

G地点(北2・西6)…報文によれば道路がT字形になっており、東西路の南側溝の延長部で検出されている。土師器甕が南北方向で横位に据えられた状態で検出された。甕の上半部は削平により失われており、口縁部が若干離れたところより出土した。大きさは長軸約37cm、短軸約20cm残存していた。更に甕の頸部下より別個体の甕体部も検出した。この遺構は甕2個体分を合わせて埋納した合口甕と推定される。

H地点(東西大路・西9)…2基検出しており、1基は交差点の中央、もう1基は東西大路の北側溝の延長付近に位置している。いずれも土師器甕を埋納していたようである。

## 6 祭祀遺物の出土(都城)

特に祭祀関係遺構やそれを目的とした遺構でもないが、都城(平城京、長岡京)で条坊道路特に大路の交差点付近の溝で、人形や墨書人面土器といった祭祀遺物が多く出土することは既に指摘されているところである<sup>(4)</sup>。このことについて筆者は、人々が多く会集するところで国家が自ら

の統治への能力と意欲を天下に示すため、その管理に強く主導された結果であると考えている。こうした考え方自体に訂正はないが、一方で「辻」では何らかの祭祀行為が行われていたかとも考えられるようになったため、小論でもその実例として挙げておくこととした。

出土遺構が側溝である関係上、交差部より内側での出土は認められない。したがってこの地で祭礼が執行されたのなら、交差部の内であるのか外であるのかについては即断できないが、出土状況から外であった可能性が想定される。本節で紹介してきた甕棺や土器を埋納する遺構の例と異なるのは、埋めてしまうことと流してしまうことにある。

(三)

問題点 道路面での土師器甕や他の土器を埋納する遺構を検出する遺跡の例は非常に少ない。そこで本章では、都城での検出例と多賀城域での検出例を比較しつつ分析を試み、更に検討してみたいように思う。(二)でみる限りでは無原則に穿たれた坑ではなく、何らかの意図をもっていたことは確実である。

このことに関して考えられるポイントは、

- (1) 明らかに道路との関係を意識した遺構の存在が確認できる。
- (2) 埋納形態から、墓とも考えられている。しかしその規模が小さいため、通常大人の墓とは考えられない。小児棺であったのであろうか。
- (3) 都城で検出される遺構と、山王遺跡のそれとはかなりの時期差がある。
- (4) 人通りの多いと思われる道路(交差点の周辺)に埋納されている。
- (5) 通常考えられているような墓域とは異なった場所で埋葬されている。(この点を中心とした検討は次節で行うこととする)

などがある。以下では上記のポイントを勘案しつつ考えてみたい。

但し、埋納形態は同様であるが、道路よりむしろその以外の遺構(建物、宅地割など)との関連が強く認識されたり(平城京のS X315)、明確に道路遺構との関連性が指摘できないもの(多賀城周辺遺跡の17~19)、などは今回の論の対象から除外するものとしておく。

埋納状況 埋納の様子を概観すると、土師器甕2個体を合口にして横位に据えている例が優位を占めていると言える。土器の中には何も遺存していない例がほとんどであるが、埋納状況から検討してみると墓である可能性が高い。単体の甕を据えている場合も基本的には墓であろうかと思われる。唯一長岡京の例は確実に路面内に埋葬された墓である。

報告されている例を見ると、埋納遺構の主軸の方向は道路の方向と一致するもの、直交しているものがある。特に山王遺跡の例では、道路の方向とは必ずしも関連性がないように思われる。ただし都城の場合、木棺墓も含めて7基の報告例があるが、方向のよく分らない平安京例を除いて全て南北方向である。この現象は8世紀前後の路上祭祀のマニュアルとして規定してよいものかあるいは偶然揃っていたのか、今後の検出例の増加を待って結論付けるべきであろうが、筆者はこうした法則があったのではないかという考えを密かに持っている。

検出された遺構の掘形や土器の大きさからすると、都城域での例は長軸が1m前後の掘形を持つものが多くを占めているのに対し、山王遺跡では0.5m前後を主流として規模が小さくなっていることがわかる。そして全体を通じて墓壙の規模は小さく、通常大人の墓とは考えられない。合口の場合は棺である可能性が高いと言え、小児を埋葬した痕跡ではなかったかと考えられている。山王遺跡例が全体に小振りであることについては、時期差を考慮してもよいが、小児埋葬のほかに嬰兒の埋葬の可能性を考えても良いのではなかろうか。同様に都城での小型土坑も小児、嬰兒または他の埋納の可能性も考えてよい。

そして甕に納められていた内容物が人体でなかったとするならば胞衣壺の可能性も捨て切れない。特に長岡京例の2基は、従来検討してきた平安京の埋納遺構とは異なった様相を示しており、平城京左京八条一坊三坪などの例と類似しているように思える。すなわち神霊に五穀などを捧げる意図とみられる形式（土師器皿と須恵器小壺を組み合わせるのが通常のパターン）とは異なっているようである。

土器を埋納する遺構に関しては、検出している藤原京例・長岡京（SK12、15）例・山王遺跡（C・D地点出土）例は出土した遺物の埋納状況から、土師器甕の埋納とは異なった様相が認められるのは明らかである。道路を穿っている行為は両者とも同様であるが、道路の中での位置関係は墓の場合は道路の端部に穿っている。それに対して土坑の場合は、何れも道路の中央部で埋納している例が多いように思われる。そして出土遺物が土師器甕であったり、皿・瓦であったりしている。しかも交差点内部で発見されていたり、交差点により接近した道路の中央部であったりしている。

また壺や皿を組合せた土器の埋納はどう考えればよいのであろうか。この場合は墓と考えるには無理がある。後者の例はおそらく五穀を供献する事を目的としていたのではないと思われる。次いで前者の場合は長岡京の土坑12は壺の中に櫛・錢貨などが納入されていることから、胞衣の埋納と考えてみるのはどうであろうか。小規模な土坑に埋置されている例の場合は、臍の緒埋納の可能性も新たに浮かび上がってくると考えてもよい。

さらに最も基本的なことであるが、道路上での祭祀はなぜ甕棺墓なのかという疑問がある。実際に路面を掘込んで成立している祭祀の痕跡は、甕棺墓と土器を埋納したものがあるが、前者のほうが優勢を占めている。それでは両者の間で祭祀の方法とか目的などで区別はあったのであろうか。甕棺は道路の交差点の中では一基も検出されていない。それに対して土器を埋納した場合は検出数は少ないものの、山王遺跡に限られているが交差点内での事例が多い。

時期 遺構の時期について検討してみると、都城と多賀城域では若干ずれた時期に現われていることが注目される。墓とみられる遺構が検出されている都城遺跡での様子を概観してみると、平城京・長岡京・平安京の路面から検出されているのは、各京でわずかな例しか発見されていない。遺構の時期は現段階では8世紀後半から9世紀初頭に集中している。小土坑の場合は藤原京・長岡京・平安京で検出されており、遺構が成立しているのは7世紀後半から9世紀中頃と時期幅が認められる。平安京では100ヶ所に及ぶ条坊関連の遺構が検出されており、その中には道路

## 辻の祭祀考

面の検出も少なくない。しかし、道路内で何らかの祭祀を行なった痕跡を示す遺構は小稿で紹介したものだけである。このことから平安時代中期以降、平安京内では行なわれなくなっていたものと解せられる。

これに対して山王遺跡では、土師器甕埋納土坑・小土坑ともに10世紀前後に集中している。

交差点でこれらの遺構が検出されたことをどのように捉えるのか。畿内の都城遺跡において道路上で甕棺を埋納する遺構の検出状況は極めて少ないことは既に述べたとおりである。だが少数ではあるが、8世紀にはこうした行為が執り行われていたのは確実である。そして畿内中央での風習が多賀城に伝播したのは9世紀以降とみられる。この現象は桓武天皇の主導になる東北経営策によるためであることは容易に理解できるであろう。その結果、かくなる時期に交差点での土師器甕埋納の習俗が当地に伝えられるようになったと考えられる。

もう一点考えられることは、都城や多賀城周辺の方格子割での通路内で検出されたことは、構築した道路を穿った行為の結果である。この事実について、道路の維持管理に関わる重要なことなので、国家の許認可に関わる事項であったのではないのかと考えられる。つまり中央では大分衰えてきてはいるが、律令政府の統治能力が東北地方ではまだ脆弱性を示していなかった時期と見るべきである。10世紀に多賀城周辺で検出されているのも、こうした背景があったかと思われる。

(二) -3に見られるように、畿内中央での道路交差点に於ける甕棺出土例が平安時代初期までであるとするなら、こうした道路での埋納遺構も都城では9世紀末葉までを下ることはないと予測される。

位置関係(図6) 道路上に埋納されていることは特殊な意図を持っていたことは明らかである。検出された遺構の位置関係を検討してみると、道路の中央に位置しているものと端部に位置するものに大別して、

- (a) 確実に交差点の中で祭祀と看做される遺構が穿たれている。
- (b) 道路の交差点に程近い、通路部の端部で遺構が穿たれている。

また、これに対して一方の道路の中央にあるのだが、もう一方の道路側溝の延長する所に位置している遺構がある。この場合、(a)(b) 何れかの範疇にいれることが出来ないため、(c) のタイプとして設定するものとする。

という様に分類できる。

(a) の類例は山王遺跡ではS X4064・4065 (C地点)、S X1513 (D地点)、S X01 (F地点)、S X581 (G地点)、H地点の6例を認めることが出来る。確実に交差点内の遺構と認識できる遺構は、これら山王遺跡の例である。F地点のS X01は広場のような所にあるが、道路が交差していることと何れの道路にも近接していない点で、(a) の範疇にいれることとした。長岡京のS K12は道路の中央に位置しているため、(a') とする。

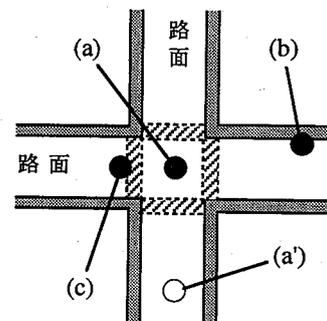


図6 道路と埋納遺構(模式図)

(b) の類例は小論で挙げた例のなかでは、最も多い例とすることができる。都城では藤原京例、平城京のS X215、316、317、平安京（3例）がある。山王遺跡ではS X1893・1964（A地点）、S X1207（B地点）、S X4041・4042（C地点）、S X133（F地点）がある。以上13例を認めることが出来る。山王遺跡では比較的コーナー部に近接した位置で検出されているのに対して、都城の検出例は何れもコーナーから20～40m離れた地点で検出されていることが理解される。これだけの距離があるということは、交差点の近辺≒「辻」として認識することが可能であるのか。

(c) の類例は都城では平城京のS X446、長岡京のS K12、山王遺跡ではS X1227（B地点）、S X4051（C地点）、S X292（E地点、a類か?）、H地点がある。以上5～6例を認めることが出来る。E地点例は（a）と見做すことも可能かと思われるが、側溝の延長上にあることから（c）としておいた。F地点は判断に苦慮するケースであるが、一応上記のように分類しておくこととした。

このように見てくると、都城では（b）が多くを占めており、9世紀初頭までの都城域で主流を占めていることが理解できる。そして、どうも道路の交差点から20～40m離れた地点で行うのが原則であったように見受けられる。次いで（c）が多く検出されており、確実に交差点の中央に埋納した事例が現段階では報告されていない。それに対して、山王遺跡では各々がほぼ同程度の数値を示している。つまり一定程度の傾向を示しておらず、分散化している傾向が見出されるのである。こうした現象について、9世紀初頭段階までは祭祀の執行に対する何らかの理由に基づいた規制（たとえば交差点内での祭祀執行に対する禁忌）が存在していたのであろうか。それとも検出例の偏りによるためであろうか。前者のような理由に基づくと仮定すれば、やはり9世紀後半から10世紀に至るまでの間に（祭祀遺物の出土状況と同様に）その原則も崩れてきたと言えるのではないだろうか。もう一点、交差点からの距離に関して多賀城域では、都城に比べて近接している傾向にある様子が認められる。これも祭祀形態の変化として捉えてよいのではないだろうか。

翻って、都城域において、いわゆる律令祭祀遺物の出土地点に検討を加えてみたとき（二）-4、平城京や長岡京では祭祀を執行する場所は国家によって厳重に管理されていた様子が見える。その場所とは特に大路と大路が交差する側溝に集中して出土していることである。その点を考慮するとこうした事例も、やはり道路上の祭祀の一例であったと看做すのが妥当であろう。実際に祭礼を行ったのは（a）（b）何れであったのかは判断をつけかねるが、残された遺物の出土地点からは（b）の部類に位置する。これが9世紀前後の都城における道路上の祭祀の基本であったかと思われる。

すなわち、路上で行うべき祭祀は交差点の外であるのが原則であると推定できる。特に土師器甕を埋納する場合は道路の端部であることに意味があったのではないかと思われる。無論、通行に障害があることも考慮されても良からう。また遺構の主軸の方向については、都城では判明している例については南北方向である。そして山王遺跡では一部が南北方向を意図していたようであるが、多くは一定していない状況であった。

(四)

次に、辻で検出された遺構は民俗の側面とも大いなる関連があると考えている。それは辻という場所で行われていること、つまり通常考えられているような墓域とは異なった場所で埋葬されている。検出された遺構が小児棺かと思われる規模でしかないこと、あるいは胞衣壺埋納を行った可能性があることなどの理由によるものである。そこで本章では、民俗学的な知見に全面的に依拠しつつ、これらの点と本例との関係を検討してみたいように思う。

辻の祭祀 辻で祭祀が行われていたことについて、何故「辻」なのか？引用ばかりで申し訳ないが、その概略について挙げておくこととする。

辻という場所はその世とこの世との接点として意識されていた。そのため、この世の住人ではない神々や祖霊、悪霊などが出現すると考えられた。こうした霊の中には悪鬼や善鬼と意識されるものもあった。たとえば、道饗祭は、明らかに厄神・悪神たちが都にはいることを防ごうとするものであった。その最大の災厄は病気であった。攘災という観点からマジナイが盛んに行われた。そして辻は葬儀においてもきわめて重要な場所であり、死者などをあの世に送り出すことのできる場所でもあった。この様なことから、辻は霊の集まる場所でもあり、また霊が閉じ込められたりする、まさに境界であり祭祀の場であった<sup>(12)</sup>。

また辻にはさまざまな役割が付与されている。たとえば次のようなものがある。

霊や神と交信することによって未来を知ろうとして辻で占いが行われた。…古代末に悪霊信仰が盛んになると辻での祭も目立つようになり、悪霊を村にいれないようにということで塞神、道祖などがより広く尊崇され、…。中世になると霊や神を鎮めたり救済したりすること、あるいは神の来訪を劇化したところから出発した芸能が辻で行われるようになり、また商業も盛んになって、辻を生活の舞台とする人が増加し、古代には恐れの対象であった辻に人間が進出するようになっていった。…この間にも民衆は辻祭、道祖神祭や辻を舞台とした諸行事、辻社や辻堂・辻の石仏などの維持を続け、辻の語には村の共同・共有の意識が強くうえつけられた<sup>(13)</sup>。

民俗学の分野では、道路が交差している所の中であるのか、その近辺であるのかについては言及していない。おそらく漠然とした交差点であるとの認識が得られるのである。一方で、これ以上霊が拡散しないようにするため「霊が閉じ込められ」るのが辻であるとするならば、まさに交差点の中がそうである。また「人間に幸福をもたらす」のであれば、そこを通じて防御したり、取り込む装置があったのではないだろうか。そのためのさまざまな祭であって、その痕跡が埋納遺構として残存していたと考えられる。

子墓 次に、辻での検出遺構が主として子供・幼児かと思われる規模の木棺墓・土器棺墓であることについて、その民俗例を求めてみることにする。

子供の葬法は大人の葬法と、種々の点で形式を異にしていた。埋葬の墓を一般の墓地とは全く別の地点にしているところもある。青森県三戸郡には、七つ以下は神のうちという諺があ

る。これはまだ完全には人の世界に入らず、霊の世界から離れきっていない幼児の死霊が再び我が家に戻り来ることを容易にするためには、大人の場合のような葬法を避ける必要があった。<sup>(14)</sup>

これは夭折した幼児の埋葬についての事例である。自然死した大人の墓域とは異なった場所に埋められるという点で共通しているものの、辻との関連は直接に結び付くとは考えにくくなる。次は先の例に更により具体的に発掘資料に近い例である。

京都府加佐郡野原では、海岸の墓地の一面が、山から降りてくる道と、海岸の道が交叉する道の辻になっているが、そこに地蔵さんの堂があって、そのかたわらの一面は子供墓で、十歳位の不幸な小児をここに埋葬している。<sup>(15)</sup>

という例が報告されている。報告者はこれは道祖神との関連も見逃せないとしている。他に、溺死、焼死などの変死を遂げた人々を道の辻か橋のタモトに埋葬し、その霊を封じ込める習俗が認められるとも報告している。<sup>(16)</sup> こうした民俗事例が直ちに8～10世紀の資料と結び付くと考えするには検討を要するが、まったく無視することも出来ないかと思う。

**胞衣（臍の緒）埋納** 小土坑もしくは甕棺に納められていた内容物がもし出産に関わるものの埋納、たとえば胞衣の埋納あるいは臍の緒埋納であるとするなら、どのような解釈をするべきか？

前者のような例は考古資料でも比較的類例が多いと言える。これと類似した例が平城京の建物の入口付近での胞衣壺埋納遺構の報告例<sup>(17)</sup>があり、さらに遡っては竪穴住居跡の入口付近での発見例もしばしば認められる<sup>(18)</sup>。江戸時代の胞衣壺埋納は京都・伏見でも、同じような位置に良好な形で確認されている<sup>(19)</sup>。中世の胞衣壺の埋納例は管見では認められないが、これをよく踏まれるところに埋置して子供の成長を願うという風習として、近年まで続いていたと理解してもよいであろう。

後者の臍の緒埋納については民俗学の面でも、

生まれた子供のヘソノオを何処に埋めるかというのは大きな問題であるが、新潟県の栃尾市中などでは、人に踏まれる程良い子になるといって、人通りの多い道の辻に埋める<sup>(20)</sup>。

というように、どんなものをどのように埋めるのかという埋納の方法については定かではないが、やはり近年にまで誕生に関わるものを埋納する行為が道路を舞台として行われている。胞衣の埋納・臍の緒埋納、何れもその趣旨は「子供の成長を願うという」ことにあった様子がうかがわれる。

**検討** このような民俗学的な研究成果を基に、筆者なりの検討を加えてみると以下のようなになる。先程から引用している民俗の事例などを参照すると、辻は霊や神々の出入り口であって、悪霊に対しては封じ込める或いは対峙させる。その役割を負うのが不遇な死を迎えざるを得なかった人々の霊であった。自然死した人に対して彼等の霊は活動的で、悪霊を打ち払うだけの能力があった。そこで、交差点から悪霊や災神が出てこないようにするため、封じ込めを目的とするものであった。つまり共同体の鎮護を目的とした祭祀であり、また結界でもあったといえる。こうした祭礼行為はやがて道祖神信仰とも結び付くようになる。その時期などについては次章で検討することになる。

(五)

先の考古学的知見では、都城と地方との時期差をその伝播の過程によるためであることを明らかにすることが出来た。都城に於いて道路での埋葬が行われなくなったことについて、『令義解』喪葬令に「凡皇都謂天子所居也及道路謂公行之道路皆是側近。並不得葬埋」と規定されている。また『日本後紀』延暦16年1月25日条で「山城国愛宕郡葛野郡人。每有死者。便葬家側。積習為常。今接近京師。凶穢可避。宜告国郡。嚴加禁斷。若有犯違。移貫外国」という勅が出された。このことはとりもなおさず、道路側近や家の側に遺体が埋葬されていたことを物語るものである。この記事と考え併せてみると、都城での墓の検出地点が辻とは考えにくい側面があるのは、勅に言う「家のかたわら」ではなかったのかという考えている。そして「令」の規定に関して垂水稔氏は次のように述べている<sup>(29)</sup>。

「道路側近」は「道路」および、その「側近」と解するのがもっとも妥当なように思われる。仮に「道路の側近」とした場合は、「道路」上に行き倒れる人があったとしても「道路」上に埋葬するという慣行はなかったから、あえて「道路」を葬埋禁止規定に登載する必要はなかったものとする。…

しかし現実には道路上での葬埋は存在していた。それは先に分類した、(b)類がその典型である。しかもそれは行き倒れた人ではなく、小児・嬰兒の場合であった。このことから、これらの法令は8・9世紀の葬送の状況を的確に反映していたものと考えられる。

このように見てくると、こうした行為は私的な色彩が濃いように思える。先に小論で道路、特に都城での条坊道路に掘込んだ遺構は国家の許認可のもとに成立していたことを述べている。このことに関して、逆に考えてみると、都城の場合は私的な行為を公の場で行っていることに問題があり、そのために延暦16年の勅が出されたのではないだろうか。

平安京で9世紀後半以後になって、路上での甕棺埋葬が行われなくなる原因の一つを、筆者は貴族階級による“死穢”の汚れという禁忌によるものではないかと考えている。先の引用史料「道路側近。並不得葬埋」・「死者を家のかたわらに葬ることを禁止」という記事のように、少なくとも9世紀初頭までは、その実態は家のかたわらなどに埋葬する習慣があった。にも関わらず貴族などの支配者階級は、自らの清浄を保つために死を忌み嫌ったことを物語っている。その清浄観は10世紀前後を境とする時期には平安京全般に浸透していったものと解せられる。その結果として、平安京では路上での埋葬に伴う祭祀行為は行われなくなったかと思われる。

一方で一般民衆は遺体を路上や河原に放置していたことは、「絵巻物」などによっても既に指摘されているところである。この点については平安期における宗教観や経済的な理由などに基づくかと思われるが、貴族の観念的な清浄観と現実問題としての状況との差異によるかと考えている。

10世紀前後の多賀城での検出例も同様のことが言えるかもしれない。但しここではより辻に接近した所で検出されていることに着目しなくてはならない。この時期ではおそらく都での道路に埋めるということのほか、これらの遺構によって辻から出てくる霊を防ぎ切ろうという考えが

加わってきたのではないかと考える。すなわち、道祖神的な要素を付加した位置付けである。その意味で都城と地方では検出される時期、位置が異なっていることの説明が付けられるのではないだろうか。

民俗学的な知見では、辻は人々の生活にとって非常に重要な場であり、そのために祭祀が行われた。こうした場に墓を作ったり、供献物を埋納することは重要なことであったことが理解できた。発掘調査で検出した遺構は9世紀前後～10世紀である。そして民俗の側面では現代に近いところから、より古い形の形態を追及する研究が主として為されている。この時間差を超えて論ずることには多くの無理が生じてくるのは明らかである。その間を埋めるべき調査データは見つけることが出来なかった。そのため、辻という場所で行われた祭祀とはどのようなものであったのか、文献史料から探ってみる必要がある。

まず辻という語句がある史料（傍点は筆者）を抽出して、それに検討を加えてみることにする。

(a) 近日東西兩京、大小路衢、刻木作神、相對安置、凡厥体像、髻鬢丈夫、頭上加冠、鬢辺綏、以丹塗身成緋彩色、起居不同、遞各異貌、或所作女形對丈夫而立之、臍下腰底刻繪陰陽、構机案於其前置坏器於其上、兒童猥雜、拜禮慇懃、或捧幣帛、或供香花、号曰岐神、又称御靈、未知何詳、時人奇之（『本朝世紀』天慶元（938）年9月2日）

(b) 今日臨時仁王會成。…又被下宣旨於京職臣下及諸司主典以上。每各於宅々令講此經。但此京条小路每辻立高座。同講此經。樵夫野曳之升米。令講此經。又關白家被修百寺之調誦。是皆為攘除疫癘也。（『本朝世紀』正曆5（994）年5月7日）

(c) 自朔日東西二京諸条、每辻造立宝倉、鳥居打額、其銘福德神、或長福神、或白朱社云々、洛中上下群集、盃酌無筭、可破却之由、被仰檢非違使、為淫祠有格制之故也。（『百鍊抄』應徳2（1085）年7月）

(d) 今日称、御靈有辻祭、上辺雑々人日来結構…（『明月記』建永元（1206）年8月21日）

これらは10～13世紀初頭の史料である。文章から祭祀の名称を特定することが出来るものは少ないが、この時期では辻で何らかの祭事を行っていたことは明らかである。記事の内容は平安京内の「辻」で木を刻んで作った神を祭り（a）、高座を設けて経を講じたり（b）、洛中の人々が集まり酒を酌み交わしたり（c）、雑々の人が来たりしている（d）。このことは多数の人が辻に集まっていることを記しており、その面前で祭礼を行っていることが知られるところである。しかも仁王会を催したり、宝倉を建てる事が出来るクラスの者が主体となっていることは明らかである。

道路や辻での祭祀行為が国家の容認（関与）するところのものであったとするならば、より積極的な意味づけが為されるのが『延喜式』（以下、『式』と略す）に登載されている、道饗祭、四角四堺祭などではないか。この祭については別に論ずる必要があるかと思うが、簡単に述べると以下のようなになるかと思う。

道饗祭は『式』では四時祭の小祀と規定されており、京域の四隅に神々を祭って鬼魅が外から来るのを防ぎ、同時に京域外に駆逐することを目的としている。『続日本紀』天平7（735）年8

月12日条に大宰府に疫死者が多いため、道饗祭を行ったという記事がある。ほかに『台記』天養2（1145）年12月30日条にも道饗祭が行われたようである。しかしこの祭は頻繁に執行されたという形跡は史料上からは捉え難い。

同様の意味合いをもつ祭祀として、四角四堺祭についても、11世紀初頭（『小右記』長和4（1015）年4月27日条）から15世紀中葉（『康富記』宝徳2年（1450）5月2日条）までは確実に行われていた形跡がある。これを岡田荘司氏は10世紀初頭にこの祭を陰陽道祭祀として新たに設定したものであるとする<sup>(22)</sup>。

以上挙げた史料は一応道饗祭・四角四堺祭に分けておいたが、いずれも京域の四隅で疫神を祭って鬼魅を駆逐することを目的としているため、両者が混在していることも考えられる。そして奈良時代では国家あるいはその出先機関である国司によっても行われている。鎌倉時代に至っても、幕府の公式記録である『吾妻鏡』には、四角四堺祭が幕府によって執り行われたと記載されている<sup>(23)</sup>。つまりこの祭事は公的な性格を帯びたものであったといえるのである。しかしこれ以後は、国家あるいは幕府が自らその祭礼を執り行ったという史料は見当たらない。

道路での祭祀は道饗祭・四角四堺祭が支配者階級によって行われた祭事であるとするならば、同様な趣旨の祭礼として道祖神信仰を取り上げることが出来る<sup>(24)</sup>。この具体的な例は、平安時代後期の「絵巻物」に散見される場所である。たとえば、12世紀頃に成立した『年中行事絵巻<sup>(25)</sup>』には、巻三闘鶏、巻十二梅宮祭、別本巻三安楽花にそれぞれ目印とすべき樹木のたもとに小さな祠を建てて祭っている。そしてその位置関係を見ると、前二者は神社の鳥居を行き過ぎた場所にある。後者は絵を見るかぎりでは道路の角、つまり辻に安置されているように見受けられる。

ほかに12世紀の『信貴山縁起絵巻<sup>(26)</sup>』尼公の巻では人家に程近い所で、道端の二本の樹木の間で道祖神の小さな祠が祭られている。旅人が奉幣した幣や供物が供えられている。13世紀中頃の『直幹申文絵詞<sup>(27)</sup>』第一段「橋直幹、兼官を望み申文を書く」に、大きな道に面して、塀の際に老樹がある。幹の根本に一字の祠がある。小さいが鳥居、玉垣まで備えている、とも描かれている。また先の民俗学的知見では「古代末に悪霊信仰が盛んになると辻での祭も目立つようになり、悪霊を村にいれないようにということで塞神、道祖などがより広く尊宗され<sup>(28)</sup>」るようになってきた。

この祭礼は平安後期に突如として現われてきたとは考えていない。というのは、『記紀神話』で道に盤石（塞がった石）を置き、これに道反之大神（チガヘシノオホカミ）、塞坐黄泉戸大神（サヤリマスヨリドノオホカミ）と名付け、悪霊邪気を防ぎ払う呪力を有していると言う記事がある<sup>(29)</sup>。この時の盤石は黄泉国と現国の境界に置かれており、災疫の侵入をふさぐ塞神としての役割が与えられていたと考えられる。（これは横穴式石室の閉塞石であるとの見解が一般的である）そしてイザナギノオホカミが黄泉国で触れた死穢を壊うために、身に付けたものを投げ捨てるという禊をした時、杖を投げ棄てた所に衝立船戸神（ツキタツフナトノカミ）、<sup>しなばかま</sup>御禪を投げ棄てた所に道股神（チマタノカミ）が生まれた<sup>(30)</sup>。これらも道祖神と考えられている。これは神話の中で、杖の持つ神性や道が分かれている所には靈性があり、悪霊邪気を払うために石を置いていた、というものである。これは先述の『信貴山縁起絵巻』などでも、必ず目印となる樹木がありその根

元に祠、そしてその隣に石を据えているのと同様の趣旨ではないか。こうした習俗はかなり以前から存続していたと見てもよいであろう。

(六)

これまでに民俗・文献史料をも併せて検討した結果、道路の交差点・辻では盛んに祭祀が行われており、そこで検出された遺構は祭祀に関連するものであるとの認識を得ることが出来た。そして(a)道路上で行われているおり、そのため(b)国家が承認している祭祀であることが理解できる。このような点から公的な性格を持った祭であることが分かる。しかし『式』に登載されていないところから、先に述べたように10世紀迄には既に行われなくなっていた、すなわち『式』祭祀の前段階に属するものであると考えられる。

それでは発掘調査で得られたデータはどのような位置付けが出来るのか、順を追って箇条書にしてみることにする。

(1) 具体的、体系的なことに関しては不明といわざるを得ないが、『記紀』が成立する8世紀以前にはすでに辻、塞ぎなど道路に関連する祭祀があった。藤原京例もそうであるならば、7世紀末段階にまで時期を上げることが出来る。

(2) 奈良時代末から平安前期に至るまでは小稿で紹介したような祭祀が行われていた。都城の街路部では人形、墨書人面土器などのような律令祭祀遺物を用いた祭祀が中心であった。その場所は道路が交差するやはり「辻」が中心であった。そして検出する祭祀遺構は非常に少ないが、8世紀を中心として9世紀中頃に至っても一部出土例がある。

(3) 一方で多賀城では10世紀まで存続している、というより10世紀前後に集中している傾向がうかがえる。これは当地における支配能力の差によるものと考えている。すなわち中央では9世紀中葉段階では既に退廃化する傾向を示しているが、東北経営の拠点としての多賀城周辺では10世紀にいたってもなお強力な段階にあった。

(4) 10世紀になると、『式』に見られるように祭祀の面でも天皇を中心とする支配の体系化が試みられた。道路をめぐる祭祀も道饗祭、四角四堺祭として国家が行うべき祭となっていった。それは恐らく13世紀代までは何らかの形で存続しており、執り行う階級も時の政府なり貴族といった支配者階級であった。

(5) また少なくとも12世紀段階では、「辻」での祭祀の形態は分離していったものと見られる。それは「道祖神」信仰である。塞ぎの神としての道祖神は、既に記紀神話にも認められるように8世紀以前には存在していた。それが民衆のものとして受け継がれるようになったことが「絵巻物」によってもうかがい知ることが出来るのである。

(6) 近世以降になると道祖神信仰は様々な形で、様々な役割を付与して根強く残ってきた。そして文献史料、民俗学的知見にも認められるように、その形態は変化しつつも受け継がれているようである。

小土坑での埋納については、管見では6例しかないので、どのような目的で執行されたのかに

## 辻の祭祀考

については明確ではない。現時点で考えられるのは、

・辻での「霊」に対する供献。

・子供の成長を祈るための「臍の緒」の埋納（胞衣の埋納は家屋の出入り口付近に埋納することが多いことに対して）。

・長岡京の事例を参考にすると、都城自体を家屋と見なした祭祀を行っていた。

といった点が挙げられるだろうが、何れにしても結論を出すには時期尚早であると言えるだろう。

最後に小稿を為すに当たっては、白杵 勲（奈良国立文化財研究所）、菅原弘樹（宮城県教育庁）、丹羽 茂（宮城県多賀城跡調査研究所）、吉水康夫（斎宮歴史資料館）、内田好昭・近藤章子・長宗繁一・堀内明博・堀内寛昭・竜子正彦（財・京都市埋蔵文化財研究所）の各氏のほか、（財）京都市埋蔵文化財研究所の同僚諸氏から多大な御教示と協力を得た。記して感謝する次第である。

## 註

- (1) 今尾文昭「新益京の鎮祭と横大路の地鎮め遺構」『同志社大学考古学シリーズVI 考古学と信仰』森 浩一編 1994年。
- (2) ① 白杵 勲「平城京東一坊大路西側溝出土の祭祀遺物」『日本考古学協会第61回総会 研究発表要旨』日本考古学協会 1995年。  
② 「II-3 左京七条一坊十六坪の調査」『1994年度 平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』奈良国立文化財研究所 1995年。
- (3) ① 長宗繁一「長岡京の最近の調査から」『第48回京都市考古資料館文化財講座資料』京都市考古資料館 1991年。  
② 吉崎伸・上村和直・木下保明・南孝雄「長岡京左京六条二・三坊・七条二・三坊・水垂遺跡」『平成2年度 京都市埋蔵文化財調査概要』（財）京都市埋蔵文化財研究所 1994年。  
③ 木下保明・吉崎伸・上村和直「長岡京左京六条三坊」『平成3年度 京都市埋蔵文化財調査概要』（財）京都市埋蔵文化財研究所 1995年。
- (4) これらの遺構の規模は60～95×30～50cmを測るもので、埋葬状況から見ても大人の墓ではないと言える。
- (5) これは同時に橋脚の通路部の延長に位置しているようであるが、若干ずれていることを理由に、六条大路北側溝を意識して埋納したものと見なしている。
- (6) ① 現地説明会資料（1993年12月12日）。  
② 『平成5年度 京都市埋蔵文化財調査概要』（財）京都市埋蔵文化財研究所 1996年。
- (7) 10世紀の土坑と同じく万里小路とのコーナーから西へ約37mに位置する地点で、一辺30～35cm、深さ25cmを測る隅丸方形の小土坑がある。14世紀頃の瓦器壺を立てて置き、それに土師器皿で蓋をしている。内部には1～2cm程度の角礫を十数個納入していた。位置的には確実に路面内であるが、宅地部が浸食していった結果、この位置に据えられたとも考えられる。調査地は後世の遺構や攪乱が激しいため、明確に断定することは出来ない。そのためデータの蓄積を待って結論を出したい。そして全く同様の方法で埋納した遺構が宅地内でも検出されている。
- (8) 未報告、堀内明博、堀内寛昭両氏による御教示。
- (9) 家崎孝治「平安京右京七条四坊（HR20）」『京都市内遺跡試掘立会調査概報 昭和58年度』京都市

- 文化観光局・(財)京都市埋蔵文化財研究所 1984年。
- (10) ①『高崎遺跡－都市計画街路高崎大代線外1線工事関連発掘調査報告書Ⅱ－』多賀城市教育委員会 1987年。
- ②『高崎遺跡調査報告書－中央公園関連発掘調査報告－』多賀城市埋蔵文化財調査センター 1988年。
- ③『山王遺跡－第8次発掘調査報告書－』多賀城市埋蔵文化財調査センター 1990年。
- ④『山王遺跡－仙塩道路建設関係遺跡八幡地区調査概報－』宮城県教育委員会ほか 1990年。
- ⑤『山王遺跡－仙塩道路建設関係遺跡平成2年度発掘調査概報－』宮城県教育委員会ほか 1991年。
- ⑥『山王遺跡－第10次発掘調査概報(仙塩道路建設に伴う八幡地区調査)－』多賀城市埋蔵文化財調査センター 1991年。
- ⑦『山王遺跡ほか－発掘調査報告書－』多賀城市埋蔵文化財調査センター 1992年。
- ⑧『山王遺跡－第12次発掘調査概報(仙塩道路建設に伴う八幡地区調査)－』多賀城市埋蔵文化財調査センターほか 1992年。
- ⑨『山王遺跡－多賀前地区第1次調査－』宮城県教育委員会 1993年。
- ⑩菅原弘樹「多賀城周辺の様子」『日本歴史』544 吉川弘文館 1993年。
- ⑪『第20回古代城柵官衙遺跡検討会資料』古代城柵官衙遺跡検討会 1994年。
- (11) 拙稿「祭祀遺物」『平安京提要』角川書店 1994年 ほか。
- (12) 笹本正治『辻の世界－歴史民俗学的考察－』名著出版 1991年。
- (13) 笹本正治「辻についての一考察」『日本歴史民俗論集』10 民間信仰と民衆宗教 吉川弘文館 1994年。
- (14) 柳田国男監修『民俗学辞典』東京堂 1951年。
- (15) 田中久夫「子墓－その葬制に占める位置について－」『葬送墓制研究』第1巻 葬法 名著出版 1979年
- (16) 中山太郎『補遺日本民俗学辞典』梧桐書院 1941年 ほか。
- (17) 水野正好『まじなひの文化史－水野正好主要著作目録－』水野正好さんの奈良大学学長就任を祝う会事務局編 1994年。
- (18) 1994年の京都市中臣遺跡での調査でも検出されている。検出状況は、竪穴住居址出入り口と思われるところに土師器甕を立位に据え、それに土師器坏で蓋をしていた。土器の形式から飛鳥時代と考えられる。(内田好昭氏による御教示)
- (19) 『伏見奉行所－桃陵団地立て替え工事に伴う埋蔵文化財調査－』京都市住宅局・伏見城研究会 1989年。
- (20) 笹本正治『辻の世界－歴史民俗学的考察－』名著出版 1991年。
- (21) 垂水 稔『結界の構造』名著出版 1990年。
- (22) 岡田荘司「陰陽道祭祀の成立と展開」『国学院大学日本文化研究所紀要』54 1984年。
- (23) 『吾妻鏡』文暦2年12月20日条、寛元2年4月26日条、建長4年8月23日条など。
- (24) 辻で行われる祭祀は、境界祭祀の典型であり、それはやがて道祖神信仰に到達するものと考えられる。道祖神とは、『民俗学辞典』に拠れば次のように定義される。「一般にサヘノカミと呼ばれ、その名の如く元来は防障・防災の神であり、外から襲い来る疫神悪霊などを村境や峠・辻・橋のたもとなどで防障する義であり、また生者と死者、人間界と幽冥界の境をつかさどる神の意である。上代中国の信仰の流入により疫神のために国境や都府・宮殿などの四方四隅・衢などにおいて道饗祭が行なわれるようになり、また行路の神・旅の神なる道祖の信仰も入って、種々の性格が習合されるようになった。村の辻・橋畔などの古いサへの神の祭場は、祭りが絶えて後もあるいは塚や叢を存して、その禁忌感

## 辻の祭祀考

のみが残って崇りを説く種々の伝説が発生し、またそこは人馬の往来のしげく、子の集い遊ぶところとなり、あるいは市などの開設とも関係するため、道祖神は村人の運命を知り、縁を結び、子供と特に親しい神ともなっている。」

(25) 『信貴山縁起絵巻』尼公の巻 『日本の絵巻』 4 中央公論社 1987年。

(26) 『直幹申文絵詞』 第一段「橘直幹、兼官を望み申文を書く」 『日本の絵巻』 17 中央公論社 1988年。

(27) 柳田国男監修『民俗学辞典』 東京堂 1951年。

(28) 『年中行事絵巻』 卷三闘鶏、卷十二梅宮祭、別本卷三安楽花 『日本の絵巻』 8 中央公論社 1987年。

(29) 日本古典文学体系『古事記 祝詞』 上巻 岩波書店 1958年。

頭註によれば、古代の人々は盤石(塞がった石)が悪霊邪気を防ぎ払う呪力を有していると信じていた、とある。

(30) 註 (29) と同じ。